

困ったとき、悩んだとき、ひまなとき

# あなたによりそう 子どもの権利ノート

名前

福岡市

## はじめに

「このノートは何のため<sup>なん</sup>にあるの？」

「権利<sup>けんり</sup>ってなに？」

こんなときに、このノートをひらいてみてください。

たとえば、

なぜ施設<sup>しせつ</sup>で暮<sup>く</sup>らすのか気<sup>き</sup>になったとき

家<sup>いえ</sup>に帰<sup>かえ</sup>りたいと思<sup>おも</sup>ったとき

ひみつに<sup>はな</sup>してることを話<sup>はな</sup>したいとき

将来<sup>しょうらい</sup>のことに悩<sup>なや</sup>んだとき

ひまなとき



このノートは（ ）のノートです。

どんなときにも、あなた<sup>まも</sup>を守<sup>たす</sup>り、助<sup>たす</sup>けてくれます。

クイズ:( )に入る言葉を、  
施設<sup>しせつ</sup>にいる身<sup>み</sup>近<sup>ぢか</sup>なオトナと一緒<sup>いっしょ</sup>にかんがえてみよう。

子ども<sup>こども</sup>の権利<sup>けんり</sup>は、  
すべての子<sup>こ</sup>どもが持<sup>も</sup>っているもので、子ども<sup>こども</sup>が幸<sup>しあわ</sup>せに育<sup>そだ</sup>っていけるように  
( )が守<sup>まも</sup>るものです。



### 子どもの権利条約

第3条 子どもに関係があることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えないといけません。

# もくじ

1	なんで施設で暮らすの？ <small>しせつ く</small>	02
	あなたにとって重要な人を書いてみよう <small>じゅうよう ひと か</small>	03
2	施設ってどんなところ？ <small>しせつ</small>	04
3	「安心」してすごすためには？ <small>あんしん</small>	05
4	もっと遊びたい！もっと休みたい！ <small>あそ やす</small>	06
5	あなたの人生の決定に「参加」しよう <small>じんせい けつてい さんか</small>	08
	ちょっとひと休み <small>やす</small>	09
6	暴力をふるわれたらどうするの？ <small>ぼうりょく</small>	10
7	心のケアってなに？ <small>こころ</small>	11
8	親やきょうだいのこと、きいてもいいの？ <small>おや</small>	12
9	将来のこと <small>しょうらい</small>	13
	オトナにクイズをだしてみよう！	14
10	子どもの権利は緊急事態でも守られるの？ <small>こ けんり きんきゅうじたい まも</small>	15
11	相談したくなったら？ <small>そうだん</small>	16
12	子どもの権利条約 <small>こ けんりじょうやく</small>	17

このノートは、施設や里親家庭で暮らす子どもたちの声をききながらCYリボンがつけました。  
子どもたちが必要だと思った権利を中心にのせています。  
ノートの下には、「子どもの権利条約」の一部を紹介しています。

## 1 <sup>しせつ</sup> <sup>く</sup> なんで施設で暮らすの？

施設で暮らすことは、けっしてあなたのせいではありません。  
ただ、色々な理由があり、施設で生活しています。  
あなたは、自分がなぜ施設で暮らすのか知っていますか？



あなたが知っていることや、ききたいことを書いてね

あなたを助けるオトナからの回答

### 施設で暮らす子どもの声

「いつまで暮らすと？」 「自分が帰りたいと言ったら帰れると？」  
「なんで自分は施設で妹は家なん？」  
「2才から施設におって、なんでここにおるのか 聞いとらん。ずっと施設はいやだ」  
「今からでも聞けるなら聞きたい。先生は知らんかも。児相の人もあんまこんもん」  
「なんで入ったのか理由を知っとれば話ができる」

### 子どもの権利条約

第6条 すべての子どもは、生きる権利、育つ権利をもっています。

## あなたにとって重要な人じゅうよう ひとをかいてみよう

あなたにとって重要な人はだれかな？

たとえば、家族の誰かや友だち、ペット、先生、近所の人、  
えがお館のケースワーカーさんや施設であなたを助けてくれるオトナとか、  
いろんな人があなたの周りにはいるよ。

あなたにとって大切な人、あなたを助けてくれるオトナ、会いたい人、  
会いたくないけど気になる人など、その人の名前や似顔にがおえ絵をかいてみよう。

自分の名前や似顔絵など

これからも重要な人がかわったり、  
増えたりすることもあるよね。  
そしたらまた、空いているところか  
かいておこう！

### 子どもの権利条約

第9条 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

2

## しせつ 施設ってどんなところ？

あなたが思う施設ってどんなところか書いてみよう

まえに暮らしていたところと、どんな違いがあるかな？  
生活する施設によっても違いがあるよ。

たとえば、  
食事やお風呂のこと（嫌いな食べ物があつたら？ お風呂の入り方は？）  
服や髪型のこと（服を買いだいたいとき、好きな髪型にしたいとき、髪を切りたくないとき）  
友だちとのこと（友だちの家に遊びに行くこと、友だちを施設に呼ぶこと）  
信じる神様（しんこう信仰）のこと（どんな宗教をえらぶのか？ 選ばなくてもOK）

きっと他にもあるよね。  
「よくわからん」「おかしかろ」と思うときには、施設にいる身近なオトナに聞いたり、話し合ったりしてみよう。

### 施設で暮らす子どもの声

「好きな服や髪型にできると？」 「前の学校の友だちと会えると？」  
「ルールを守らない人がいたら どうなると？」 「名前はよびすてに していいと？」

### 子どもの権利条約

第20条 あなたが家庭で家族と暮らすことができなくなったら、国はあなたにふさわしい環境で生活できるようにしなければなりません。家族の代わりに子どもを世話する人や家庭を用意するのは国のしごとです。

3

### 「安心」してすごすためには？

あんしん



「安心」してすごすことは、あなたの権利です。  
あなたがホッとできるのはどんな時？ どこで、何をしている時かな？  
誰といる時かな？ それとも一人でいる時？

あなたがホッとできる場所や人、好きなこと・好きなものをかいてみよう  
(絵でも文字でも、なんでもOK)

クイズ：〇〇に入るひらがなは何？

「安心」のためには、「ひ〇〇」が守られることも大事なこと。  
オトナや他の子どもに知られたくないことって 誰でもあるよね。  
あなたが安心して話せる人は誰かな？  
16ページも参考さんこうにして、相談そうだんできる人を見つけよう。

### 施設で暮らす子どもの声

「困ったときには相談できるよ！」  
「オトナに相談したことはだれにも言わんけん！」  
(秘密にしてもらえよ)」

### せんぱいの声

「一人で悩まず相談しよう！」



### 子どもの権利条約

第16条 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。  
また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

## 4

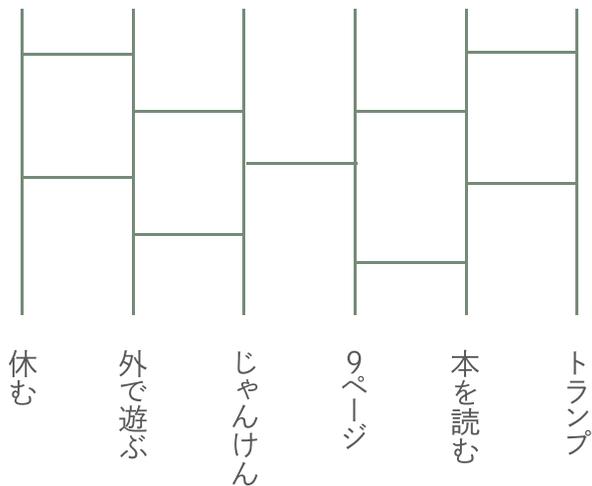
あそ やす  
 もっと遊びたい! もっと休みたい!

食べることや、勉強することと同じように、  
 遊ぶことや、ゆっくり休むことはとても大切なことです。

あなたはどんな遊びが好きですか?

どこで休むことが好きですか?

特に思い浮かばないときには、あみだくじをやってみよう



施設で暮らす子どもの声

「ネットで本とか買いたい」

「本をよんだり、ネットやゲームしたり、  
 もっと自由にしたい」

「遊び時間が足りん。みたいTVがある時に  
 録画できんから、遊びをやめんといかん」

「自分の部屋でもっと休みたい」

子どもの権利条約

第17条 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第31条 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

じゆう え だいじ き  
自由にお絵かきしたり、大事なことや気になることをメモしたり、  
す は じゆう  
あなたが好きなものを貼ったり自由に使うページ

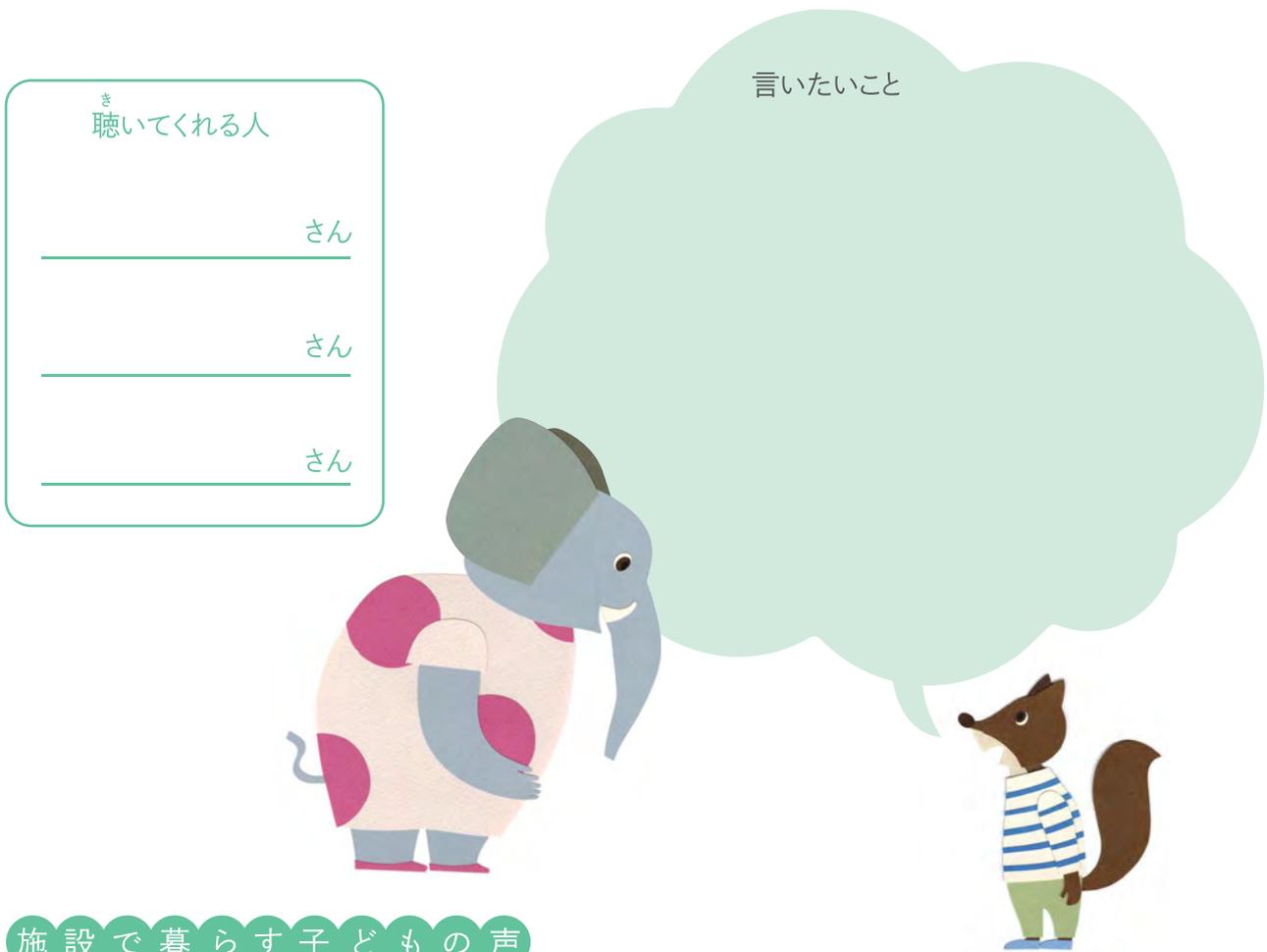


## 5 あなたの人生の決定に「参加」しよう

ふだんから、自分の気持ちや考えを自由に言えるって大切なこと。

そして、施設の生活や、これからの人生については、オトナが一方的に決めるのではなく、みんなと話し合っ<sup>て</sup>、あなたが参加して決定することが必要です。

- あなたのことについて、感じたことや意見を聴いてもらい、受けとめてもらえていますか？
- 安心できる場所で話を聴いてくれる、あなたの味方はいますか？



### 施設で暮らす子どもの声

「意見を言えん」「言ってもきいてもらえない」

「話をきいてもらえたら、尊重<sup>そんちょう</sup>してもらっと思える」

### 子どもの権利条約

第12条 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考えられなければなりません。

第13条 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

やす  
ちよつとひと休み

二つの絵を見比べると違っているところが10個あるよ。さがしてみて。



## 6 暴力をふるわれたらどうするの？

あなたはどんな暴力からも守られる権利をもっています。

### 暴力ってこんなこと

- ・ たたかれたり、けられたりする
- ・ プライベートゾーンをさわられる、見られていやな思いをする
- ・ くりかえし、いやなことを言われる
- ・ したくないのに言うことをきかされる
- ・ 食事がぬかれる
- ・ 誰かと比べられる・差別される



体操服でかくれているところを「プライベートゾーン」というよ。

こんなことがあったら、施設にいる身近なオトナ、学校の先生、えがお館のケースワーカーなどに伝えよう。

### 施設で暮らす子どもの声

「たたか<sup>いた</sup>れたら痛いやん。赤くなるやん。  
ケンカしてると先生にも怒<sup>おこ</sup>られるし」  
「悪口を言ったらいかんとよ！」

### せんぱいの声

あなたはオトナに守ってもらえるけん！



### 子どもの権利条約

- 第2条 子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもって  
いるか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって  
差別されません。
- 第19条 国は、子どもが親や親にかわってお世話をしてくれる人、他の人から暴力を受けないように守らなければなりま  
せん。
- 第34条 国はあらゆる性暴力から子どもを守らなければなりません。

## 7 こころ 心のケアってなに？

ぼうりょく 暴力をふるわれたり、こわ 怖い思いをしたり、自分ではどうしようもないできごと（さいがい 災害、じこ 事故、大切な人の死、せんそう 戦争など）にあったとき（もくげき 目撃したときも）、人の心や体にはいろいろな反応が起こることがあります。

- ・眠れない（朝起きられない） ・学校に行きたくない
- ・どこもわるくないのに体のどこかが痛い ・ささいなことで怒ってしまう
- ・なんだかわるいことが起こりそうな気がする
- ・ボーっとして何をしていたかおぼえていない

他にもあるので、心や体、自分の行動で気になることがあったら、施設にいる身近なオトナや心理士さん、えがお館のケースワーカーさんに相談してみよう。

たくさん遊んだり、体をリラックスさせることで、心をととのえることができます。  
しんこきゅう 深呼吸や、体の力を抜く方法を考えてみるのもおすすめです。



### 施設で暮らす子どもの声

「心のケアをうけたい！」  
「トラウマを治療できる病院を知りたい」

### 子どもの権利条約

- 第24条 国は、すべての子どもが健康な生活を送り、病気になった時でもお医者さんにみてもらい、一番良い方法で治療を受けられるようにしなければなりません。
- 第39条 国は、あらゆる暴力や紛争の犠牲になった子どもの心と体の回復がなされるようにしなければなりません。

8

## おや 親やきょうだいのこと、きいてもいいの？

あなたには自分の親やきょうだいのこと、自分のこれまでのことを知る権利があります。知りたくないときもあるかもしれないけど、もし、知りたいと思った時は施設にいる身近なオトナやえがお館のケースワーカーさんに相談してみよう。

あなたと同じ気持ちはあるかな？

「いろんなこと知りたい。お姉ちゃんのこととか。名前はわかるけど何歳かは知らんし。幼児さんの時は施設におったとよ」

今は家族のことを考えたくない  
(知りたくない)

家族に電話したり、  
家族と会いたい

小さい頃はどやったんかな？

自分の名前や  
にがおえ  
似顔絵など

おばあちゃん、生きとるけど  
会ったことない。  
顔も知らないから知りたい

じょうほう  
自分の情報を  
誰がどのくらい  
知ってるのか  
わからん

あなたがききたいことがあったら書いてみよう

### 子どもの権利条約

第7条 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条 国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第10条 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

9

## しょうらい 将来のこと



あなたの将来のことをサポートしてくれる人は誰かな？ 一人で抱え込まないでね。

あなたが興味のあること、やってみたいこと、なってみみたい職業は？

こんなときはどうするか、考えてみよう。

### 暮らす

だれと暮らす？ 一人で暮らす？  
食事はどうする？ 電子レンジは使える？  
お金がなくなりそうになったらどうしよう？

### 休みの日

仕事や学校が休みの時には何をする？  
疲れた時にはどうやって、疲れをとる？

### 仕事・学校

行きたくない時どうする？  
やめたくなったらどうする？

### 人間関係

友だち・彼氏・彼女とうまくいかないとき  
親との付き合い方や戸籍のことでなやんだ  
とき、誰に相談する？

施設を出た後も、困ったことがあったら施設に相談できます。施設以外にも、頼れるところ（相談できる人、安心できる場所、利用できる制度）を知っていることも大切です。

## 施設で暮らす子どもの声

「もっと勉強したい」「大学にいきたい」「一人暮らししたい」

### 子どもの権利条約

- 第23条 国は、心や体に苦手なことやできないことがある子どもも、発達がゆっくりな子どもも、自分らしく社会に参加していくことを助け、楽しく豊かな毎日を過ごすべきだと考えます。
- 第28条 子どもは教育を受ける権利を持っています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。

## オトナにクイズをだしてみよう!

### けんりめんせつ 問題1.「権利面接」ってなに?

福岡市では年に( )回、( )の人が、  
あなたが安心して施設や里親家庭で暮らしているかをきいてくれます。もし、心配なことや  
イヤなことがある時には、( )できます。



### じりつしえんけいかく 問題2.「自立支援計画」ってなに?

すべての( )に「自立支援計画」があります。「自立支援計画」は、  
( )や、( )  
のことについて、子どもの希望をきき、施設の職員さんがつくります。

### 問題3.「アフターケア」ってなに?

施設を出た後も、いろいろな支援があります。

最近では、給付型の( )や、( )、( )補助、  
( )確保などの仕組みもあるので、確認しましょう。



### せんぱいの声

オトナはきっと  
こたえがわかるはず。

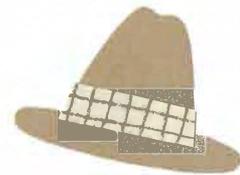


## こ けんり きんぎゆうじたい 子どもの権利は緊急事態でもまもられるの？

じしん しぜんさいがい かんせんしょう  
地震などの自然災害がおこったときも 感染症がひろがり 緊急事態になったときも  
つぎのような権利は大切です。

2020年に新型コロナウイルスがひろがった時、国連子どもの権利委員会が色々な国のオトナにむけて「まもりましょう」と  
いった 子どもの権利 をしょうかいします。

1. 制限は最小限にすること。子どもにもっともよいことは 何かを考えること。  
(第3条 子どもの最善の利益)
2. 遊んだり、休んだりできるように 工夫すること。(第31条 休み・遊ぶ権利)
3. 学べるように工夫すること。オンラインが使える子も 使えない子も。  
(第28条 教育を受ける権利)
4. おいしくて栄養のあるごはんを食べられること。(第6条 生きる・育つ権利)
5. 元気に生きることを たすけること。  
そのための保健や医療のしくみは とめないこと。  
(第24条 健康・医療への権利)
6. 子どものいのちと権利をまもるしくみは とめないこと。(第19条 暴力などからの保護)
7. 障がいがあっても 貧しくても 難民でも 国籍がちがっても  
どんな子どもも 守られること。(第2条 差別の禁止)
8. どんなところにいる子どもも、おやとあうことを とめないこと。  
(第9条 親と引き離されない権利)
9. コロナのことで国のしどうにしたがわなくても、  
子どもがたいほされないこと。(第37条 拷問・死刑の禁止)
10. 子どもにわかりやすく説明すること。(第13条 表現の自由)
11. 何かをきめるときには、子どもの「声」をきくこと。(第12条 意見を表す権利)



## 11 そうだん 相談したくなったら？

施設のオトナ以外にも、相談できる人や場所をみつけておこう。

「親やきょうだいのこと、自分のこれからのことについて知りたい(悩んでいる)・話したい」

「施設で困ったことがある」とき。

えがお館 ケースワーカー( ) さん) TEL( )  
(児童相談所) 心理司(カウンセラー)( ) さん) TEL( )  
じどうそうだんじょ

「友達のこと、勉強のこと、校則のことや何か学校で困っている」とき

学校の先生( ) 先生) TEL( )

「とにかく誰かに話を聴いてもらいたい」とき

チャイルドライン 0120-99-7777 (午後4時～午後9時)

チャイルドラインもしもしキモチ(メール相談) mosi2kimochi@beach.ocn.ne.jp

(返事は、毎週水曜日の午後6時から11時までの間にきます)

子どもアドボカシーセンター福岡 092-791-3941 (平日 午前9時～午後5時)

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (24時間・年末年始休)



「施設を出た後に相談したい」

児童相談所(えがお館)092-833-3000 (24時間・年末年始休)

アフターケア事業所 (お役立ちサイト「えんじゅ」から居住地のアフターケア事業所を検索)

アフターケア・全国ネットワーク「えんじゅ」

<https://enjunet.org/>



「弁護士さんに相談したい」

福岡県弁護士会「子どもの人権110番」092-752-1331 (毎週土曜日 午後0時30分～午後3時30分)

法務省「子どもの人権110番」0120-007-110 (平日午前8時30分～午後5時15分)

法テラス 050-3383-5501 (平日午前9時～午後5時)

お役立ちサイト

Iris(アイリス) <https://irisconnect.jp/>

社会的養護を経験した人々や関わる人々の「知りたい!」を集めて届けることを目指しているサイトです。



Mex(ミークス) <https://me-x.jp/>

家族や友達・からだ・勉強など人には言えない「困ったかも」を手助けする10代のためのWebサイトです。



支援情報検索サイト <https://shienjoho.go.jp/>

悩んでいる人も、支えたい人も、さまざまな悩みを相談できます。



## 12 こ けんりじょうやく 子どもの権利条約 (抄訳：(公財) 日本ユニセフ協会)

子どもの権利条約は、世界中の子どもたちがもっている、「権利」について書かれた条約です。1989年に国連で決められ、日本は1994年にこの条約を守ることにしました。ユニセフが翻訳した、40条を紹介します。

### 第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

### 第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

### 第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

### 第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

### 第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

### 第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

### 第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

### 第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

### 第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

### 第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

### 第11条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなるないようにします。

### 第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

### 第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

### 第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

### 第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

### 第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

### 第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

### 第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

### 第19条 暴力などからの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

## 第20条 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

## 第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もつともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

## 第22条 難民の子ども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

## 第23条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

## 第24条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

## 第25条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

## 第26条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

## 第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

## 第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

## 第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

## 第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

## 第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

## 第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

## 第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

## 第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

## 第35条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

## 第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

## 第37条 拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあつた扱いを受ける権利をもっています。

## 第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

## 第39条 被害にあつた子どもを守る

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあつた子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

## 第40条 子どもに関する司法

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどつたとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

---

じゆう え だいじ き  
自由にお絵かきしたり、大事なことや気になることをメモしたり、  
す は じゆう  
あなたが好きなものを貼ったり自由に使うページ

---

じゆう え だいじ き  
自由にお絵かきしたり、大事なことや気になることをメモしたり、  
あなたが好きなものを貼ったり自由に使うページ



## 参考資料

「子どもの権利と新型コロナ」  
国連子どもの権利委員会 平野裕二（訳）・長瀬正子（やさしい日本語訳）

「新型コロナウイルス（COVID-19）に関する声明」  
国連・子どもの権利委員会 平野裕二（訳）

「はじめまして、子どもの権利条約ワークブック」  
川名はつ子（監修）・チャーリー・ノーマン（イラスト） 東海教育研究所、2020年

\*このノートのページ下の条文やその他権利の説明は、  
上記の資料を参考に、CYリボンが編集したものを掲載しています。

ぼくの大切なものを、  
みつけてくれて、  
ありがとう！



デザイン 中川たくま どうぶつ切り紙 サトウアキコ

発行日 2021.10.31

発行元 福岡市

子どもアドボカシーシステム研究会